

平成30年10月24日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成30年10月24日(水)
午後1時30分

- 2 閉会の日時 平成30年10月24日(水)
午後1時57分

- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 視聴覚室

- 4 出席委員の氏名 端野 学
倉橋 徳彦
塩見 佳扶子
和田 大顕
大槻 豊子

- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 田中 悟
教育委員会事務局理事 森山 真
次長兼教育総務課長 藤田 一樹
教育総務課担当課長 貴田 直子
次長兼学校教育課長 小田 浩二
学校教育課担当課長兼教育総務課 山田 珠美
学校教育課担当課長 土家 邦子
学校教育課総括指導主事 井上 雅道
学校給食センター所長 外賀 眞二
次長兼生涯学習課長 崎山 正人
中央公民館長 佐々木 和美
図書館長 浅田 久子

- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次長兼教育総務課長 藤田 一樹

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第23号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長.....

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長.....

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 次に、現在のところはありませんが、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 台風24号上陸による被害等の状況

ア 広域避難所49か所の開設

9月30日(日)午前8時から10月1日(月)午前7時45分まで

イ 市立学校・園の授業

10月1日(月)臨時休業 2園、14小学校(3校は振替休業)
3中学校(1校は振替休業)

変更なし 1園

始業遅延 6小学校、6中学校

ウ 関係機関の状況 異常なし

※臨時休業5回目→「年間の実指導時数」と「標準指導時数」との関係状況として、9月30日に広域避難所が49か所開設され、市立学校、園の授業についても、翌日の月曜日に臨時休業としたのが2園、14小学校(3校は振替休業)、3中学校(1校は振替休業)、変更しなかったのが1園、教育課程を変更したのが6小学校、6中学校ということでありました。関係機関の被害状況については、特に異常はなかったということです。気になるのは、臨時休業が本年度に入ってから5回目ということですので、最大5日間は学校へ来ていないということになり、1日を6時間と計算すれば、30時間の授業時数がなくなった、飛んだということになります。今後、大雪やインフルエンザが流行する時期になりますので、そういうことが想定されれば、若干不安な部分があることになります。そういったことで、時数の問題があるということについて、少し気になりました。

(2) 「総合的な学習の時間」土・日曜日等での学校外での活動も授業に

文科省は小中学校の総合的な学習の時間について、土・日曜日や長期休業中を含む学校外での活動を総合的な学習の時間の年間授業時数の4分の1程度まで授業

として認められるようにする。年内に通知し、来年度から実施できるようにする。どのような校外学習を授業として認めるか。校外での事故対応等、通知にあたっては実施上の条件や配慮事項について示す。

→ア 『小学校での授業時数の増加への対応』

イ 『各学校が年間計画に位置づけて、指導方法や体制を確立』

ウ 『課題設定と情報収集という実社会と関連が深い活動に限定し、整理・分析、まとめ・表現については校内で取り組み、活動を評価する機会を設ける。』

(ア)「総合が形骸化する。」「授業は教員の本務。」

(イ)「子どもの体験には教員が付き添い、次の教育指導を考えるのが本来の教育」

(ウ)「負担軽減につながるかは大きく疑問」

(エ)「安心・安全への配慮も欠かせない。」

(オ)「英語やプログラミングのような小学校教員には教えられない内容こそ、校外学習を認めるべきではないか」

新聞等のニュースであります。小中学校の総合的な学習の時間、外国語が入ったことによって、この総合の時間を使うということもあり、総合の時間が少なくなるわけですが、さらに、そういう時数が少なくなったことや働き方の問題も若干関係しているように言われておりますが、総合的な学習の時間の時数カウントの中に、土日等、休業中の時間、こういった時数を総合的な学習の時間の時数に、年間4分の1程度までは授業時数として認めるという方向で検討がされているように聞いています。

ただ、これについては、賛成意見、反対意見、もろもろあるわけですが、上の3点については、小学校での授業時数の増加への対応であり、各学校が年間計画に位置づけて、指導方法や体制を確立し、課題設定と情報収集という実社会と関連が深い活動に限定し、整理・分析、まとめ・表現については校内で取り組み、活動を評価する機会を設けるという意向です。

ただ、反対意見として5点ありますが、一方ではこのような意見もあるということですが、こういった方向で検討に入るということであります。

(3) 学習指導要領改訂を受けた評価の見直しを巡り「学習指導要録を通知表で代替」の方針 文部科学省

ア 指導要録は、文科省の示す参考様式を基に作成しているが、通知表と「二重作業」になっている場合がある。

イ 教員の業務負担の一つとして、働き方改革につなげる狙いがある。

ウ 評価のあり方を話し合うワーキンググループでの議論を経て、12月中に決定予定。

学習指導要領改訂を受け、評価の見直しをめぐって、学習指導要録の内容も当然、検討、見直しをしなければならないということですが、その中で、これまで要録と通知表は、同じような作業をしているわけですが、すべて同じではないですが、二重の作業があることから、教員の業務負担、働き方改革につなげる狙いということも含め、検討協議されます。要録も通知表で代替するという方向の検討もされるということです。

(4) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法等の施行について」(通知) 文部科学省 10月12日

今回の改正は、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い

状況にある労働者を見逃さないため

ア 産業医・産業保健機能の強化→「一定時間を超えて労働させた労働者の氏名や健康診断実施後の措置内容等の情報提供」「産業医の勧告内容等を衛生委員会に報告」

イ 労働者の健康管理の強化→「面接指導対象の労働者の要件として、一月あたり80時間超え、且つ疲労蓄積が認められるものに」「速やかに時間超えの情報通知を」

ウ 「労働者の労働時間の状況を客観的な方法により把握しなければならない」ことを明記した。

※これらの規定は、公立学校を含む学校現場にも適用される。

働き方については、10月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法等の施行について」といった通知が出ており、何点か強化、徹底されるということです。

1点目は、産業医、産業保健機能の強化ということで、一定時間を超えて労働させた労働者の氏名や健康診断実施後の措置内容等の情報提供をする。または、産業医の勧告内容等を衛生委員会に報告するという事です。

産業医については、50人以上の労働者を抱える事業所に配置ということで、教育委員会におられる2人のお医者さんについては、面接医となっているようですが、その産業医の強化ということです。

2点目は、労働者の健康管理の強化ということで、面接指導を学校教員も面接医に受けているわけですが、面接指導対象の労働者の要件として、一月あたり80時間超え、かつ疲労蓄積が認められる者に面接指導を強化していき、速やかに時間超えの情報を本人に伝えるということです。

3点目は、労働者の労働時間の状況を客観的な方法により把握しなければならないことを明記するという事です。福知山市についても、夏以降、本格実施ということで、各学校教職員の月々の実時間、オーバーした時間等が一覧になって回っていましたが、いろいろトラブルも発生している状況ですので、最終的なものにはならない部分も課題としてありますが、客観的な方法によって労働時間状況を把握しなければならないということが明記されたということでもあります。

府内の一覧も見せていただきましたが、各市町ともさまざまな方法で、客観的な状況把握に努めているといったことが府内全域で見られるというところでもあります。

以上4点報告しましたが、御質問、御意見はありませんか。

倉橋委員 子どもが7時10分ごろ登校していますので、7時半には学校に到着しているわけですが、先生が当番を決めておられるのか、誰もいないところに行っているのか、また、朝のタイムカードはどのようになっていますか。

森山理事 出勤した時間に打刻しています。

倉橋委員 誰かが行っているということですね。

森山理事 基本的にはそのとおりです。

倉橋委員 ということは、その先生が夕方早く帰っているかどうかはわかりませんが、かなり時間が長くなる先生がいるということですね。

端野教育長 児童生徒が管理内に入った段階、通学途上にあるという段階におい

ては、各学校に教員がいるというのが基本原則だと思います。ですから、8時前後に登校してくれば、7時半ごろには誰かが学校にいるというのが、基本的な姿だと思います。他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

(1) 議第23号 (専決処分の承認について)

端野教育長 「専決第6号 福知山市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について(教育委員会規則)」について説明をお願いします。

佐々木中央公民館長 ～資料に基づき説明～

議第23号「専決第6号 福知山市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について(教育委員会規則)」について御説明いたします。

資料につきましては、会議案3ページから5ページまでとなります。3ページを御覧ください。

9月議会におきまして、夜久野町の旧精華小学校運動場に、地元の要望を受け、高齢者施設を建設予定することに伴い、旧精華小学校運動場の用途を廃止し、普通財産とする公民館条例の一部改正につきまして、議決をいただきましたので、今回、公民館条例施行規則につきましても、関連する部分の一部改正を行いましたことを御報告申し上げます。

5ページの新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、旧精華小学校運動場にはナイター設備があり、夜間照明灯の使用料について書いてあったわけですが、この部分を削除する規則の改正を行ったものでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 専決第6号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。

次に「専決第7号 福知山市就学援助に関する規則の一部を改正する規則の制定について(教育委員会規則)」について説明をお願いします。

小田次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

「専決第7号 福知山市就学援助に関する規則の一部を改正する規則の制定について(教育委員会規則)」について御説明いたします。

資料につきましては、会議案6ページから10ページまでとなります。

就学援助に関する規則につきましては、8月の教育委員会会議におきまして、9月補正予算の説明をさせていただきましたが、就学援助費のうち、新入学の学用品費につきましては、前倒し支給ということで、平成31年度に小学校、中学校に入学される対象の方に、前倒しで支給をするものでございまして、9月28日に議決をいただきましたので、それに伴いまして、規則の改正を行ったものでございます。

9ページ、10ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条から第7条までございますが、主なところで言いますと、第1条にありますように、対象者が「児童生徒」に加えまして、入学予定の方に対して、前倒しで支給するということですので「就学予定者」を加えたものでございます。

これにつきましては、以降の条項につきましても、そういうことで追加をさせていただいております。

第4条第2項第2号につきましては「就学予定者の保護者」ということで「新入学児童生徒学用品費」を加えたというところでございます。

第5条の申請につきましては、これまでににつきましては、学校を通じて手続きをお願いしておりましたが、就学予定者の保護者につきましては、直接、教育委員会に申請書を提出いただくというところでございます。

第6条の認定につきましては、就学予定者の保護者に対しましては、直接、認定の適否を決定し、通知するというものでございます。

第7条の給付の方法につきましては、児童生徒の保護者については、学校長を通じてということになりますが、就学予定者の保護者については、入学の学用品費について、直接給付するということで、口座に振り込む予定で考えております。

これが10月1日施行ということでございます。

今後の予定でございますが、入学予定者に申請の手続き、制度について通知をしまして、1月末を受け付け期限という設定で、3月中旬ごろに支給させていただければと考えているところでございます。以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

端野教育長

御質問、御意見はありませんか。

倉橋委員

仕組みそのものにかかわっては特に何も無いのですが、問題は、就学予定者の保護者にこういった制度があるという制度そのものの趣旨の徹底というのが、どういう形になるのか。収入上の問題だけで判断するということですので、その辺の保護者への連絡はどうなっているのか。

小田次長兼学校教育課長

来年度の入学予定者、中学校に入学される方については、学校を通じてお知らせしますが、小学校に入学される方については、直接、制度のあらまし等をお配りします。

倉橋委員 制度についてのものを全員に配るとのことですか。

小田次長兼学校教育課長

お送りさせていただくことと、適宜、学校説明会等で、説明の場を持ちたいと思っております。ほかにも、広報ふくちやまに記事を載せる予定で考えております。

端野教育長 他に御質問はありますか。

和田委員

これまでがそうだったので、問題はないと思うのですが、給付について、学校長を通じて保護者にわたるケースもあるようですが、その事務量、現金を学校で扱うことについて、学校から意見があるというようなことはなかったでしょうか。

小田次長兼学校教育課長

特には、把握しておりませんが、全児童生徒という形ではなく、人数が限られてきますので、その部分については、特に聞かせてはいただいております。

和田委員

通帳から現金を出してきて、保護者へ振り分けるという事務があります。日本はキャッシュレスが非常に遅れているというニュースがあるようですけれども、学校が余り負担にならないように考えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員

特になし。

端野教育長

専決第7号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

端野教育長

それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

5 教育委員会 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.47 J K Y B ライフスキル教育ワークショップ近畿2018

No.48 京都府学校給食研究発表会

No.49 第59回両丹中学校ソフトテニス新人大会

No.50 京都府柔道連盟強化練成会兼第30回福知山少年少女柔道交流大会

No.51 第4回福知山キンボールスポーツ大会

No.52 第62回福知山市弓道協会創立記念弓道大会

No.53 平成30年度「生涯学習セミナー」

No.54 サカイク事業

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

塩見委員 「ライフスキル教育ワークショップ近畿2018」につきまして、お尋ねします。担当課が学校教育課で初回後援となっております。学校教育課が担当ということは、対象が学校関係、教職員になると思うのですが、この内容を学校にどのようなスタンスでおろされるのでしょうか。このチラシが直接、団体から学校に送られているのでしょうか。

小田次長兼学校教育課長 研究会が直接募集といいますか、参加者の手だてをされるということでございます。

塩見委員 特に教育委員会として推奨するということはあるでしょうか。30名を募集し、参加費が2,000円の自費負担となっております。そういったことについては、スキルアップ研修なので、奨励するとか、逆にそっとしておくとか、後援だけをして、そっとしておくというそのスタンスはいかように。

小田次長兼学校教育課長 奨励ということにはなりません、後援ということではございます。参加について支援をしていく、一部経費を負担するということは考えてはいないところです。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。他に報告・説明事項はありますか。

(2) 子育てセミナーにかかる後援承認について

小田次長兼学校教育課長 前回の教育委員会会議の後援承認事項で、御指摘いただきましたことについて御報告いたします。一般社団法人倫理研究所さんから、子育てセミナーにかかる後援依頼ということで承認させていただきましたが、第3回の「いじめない・いじめられない子に育てる」というテーマ設定について、いじめられないということではなく、いじめをしない、いじめを許さない、そういった趣旨でのテーマ設定をということで、代表者の支部長さんとお話をさせていただき、よく考えますということで、検討いただくという回答をいただきましたので、御報告させていただきます。

端野教育長 このことについて御質問はありませんか。

全委員 特になし。

6 閉会

端野教育長が閉会を宣言。